

岡部喜代子 最高裁判所判事に聞く



「理論と実務の架け橋」と題して

研究者としての経験と実務家としての経験を持った岡部喜代子最高裁判所判事にそれぞれの立場を踏まえた思いを聞いてみました。

<はじめに・北欧視察>

岡部 伊藤判事とご一緒したのは、昨年（平成26年）の9月に最高裁からスウェーデンとデンマークに派遣されたときでした。お世話になりました。ありがとうございます

ございました。

伊藤 ご一緒させていただき光栄でした。ありがとうございました。北欧の司法制度を視察されて、何が印象に残ってお

られますか。

岡部 まず、北欧の現在の問題意識として移民の問題が大きいと思いました。移民関係の事件が増加したことも一因となって事件処理の迅速化などを目的として、司法改革が現在進行形でなされているようでした。裁判官が1人しかいないような小規模な地裁を統合して重大事件を審理できるような地裁制度にしたり、高裁も控訴審に純化したり、最高裁は重大な法律問題だけを扱うようにして、地裁の部も減らして効率化を図っているようでした。

伊藤 事件処理の期間もかなり短縮されたということでしたね。それから、北欧は、女性の社会進出が進んでいて、男女平等が徹底していると言われていますが、実際に、最高裁判事を始め、法曹関係者に占める女性の割合は日本より高いし、政府の要職に女性が就くのも珍しくないということでした。そのあたりはどのように思われましたか。

岡部 同感です。女性がかかり進出しているし、そのことが普通という感覚で動いていると感じました。

<北欧・参審制度>

伊藤 北欧は、職業裁判官と市民から選ばれた参審員と一緒に刑事裁判を審理するという参審制度を採用していますが、参審制度について、何か印象に残ったことはありますか。

岡部 日本が北欧の参審制を参考にしたと

いうことは聞いていましたが、行ってみて、やはりそうなのだなという感じはしました。刑事法廷を傍聴させてもらってよかったですね。検察官が遅刻したり、参審員が1人来なかったり、いろいろありましたが、それも含めて、現実の参審裁判を知ることができたと思います。また、地裁事務局長の判事さんも親切にいろいろ教えてくれました。

伊藤 デンマークで傍聴した事件は、被告人が被害者を殴ったかどうか争われている事件でした。起訴状朗読から始まって、被告人質問と証人3名の証人尋問を行い、その後、裁判官と参審員で評議して、その日のうちに判決宣告があり、結論は無罪だったということでした。争点は単純とはいえ、それなりに判断の難しい事件だったと思うのですが、4人の人証を調べる否認事件が、審理、評議、判決まで1日で終了するというそのスピード感に驚きました。参審員は任期制なので、手続に慣れているということはあるかもしれませんが。

岡部 そうですね。スピード感と同時に、私が驚いたのは、手続の簡略化です。だって、冒頭陳述もなかったでしょう。日本でできるのかと言われたときに、手続的な問題はどうか、などの意見が出そうな気がします。

伊藤 北欧の国は、国民の司法参加の長い歴史があって、参審裁判も司法制度や社会の中に根づいている感じがしました。

岡部 そうですね、安定していますよね。ど



岡部喜代子

【岡部喜代子（おかべきよこ）】
最高裁判所判事

昭和51年 名古屋地裁判事補任官。
その後、札幌、大分など各地の裁判
所において勤務。平成元年、東京家
裁勤務。

平成5年に依願退官。同年弁護士名
簿登録。大学教授、専門職大学院法
務研究科教授等を経て、平成22年4
月から現職

のように評議するのかという質問に対し、事務局長が結構丁寧にいると教えてくれたでしょう。まず最初に裁判官がレクチャーして、問題点も指摘して、休憩時間に裁判官が、こういう論点についてはこうこうでしたねというよう

なことを言い、そして終わった後の評議でも、こういう事件については大体、量刑の相場はこのくらいだと言って、それで評議して決まっていくのであると。そして、量刑にしても、求刑を超えるようなものはほとんどないというなお話でした。そのほか、参審員のみの賛成票で裁判した場合はこのことが調書に記載されて、それ自体で控訴理由となる、裁判官3人参審員6人の裁判では裁判官が1人あたり2票持つなどいろいろな点を総合すると、参審員は、裁判官が間違わないようにとか、変なことをしないようにとか、暴走しないようにとか、主体的に裁判にかかわるといって形で監視していくという役割を与えられているのではないかと受け止めました。

伊藤 日本はまだ裁判員制度が始まったばかりですので、そうした裁判員裁判のあるべき審理や評議のあり方を考える時に、北欧のような制度がある国で、どのような運用がされているのか、なぜそのような運用になっているのかを学ぶことは、ためになるように思いました。

<量刑についての理論>

伊藤 今、地裁では、裁判官と裁判員の実質的な協働をどのように確保するかということが議論されておりまして、裁判官と裁判員が実質的に議論できるようにするために、裁判員にとって分かりやすい

審理、評議とはどのようなものかということ、検察庁や弁護士会とも協議しながら工夫を重ねています。

岡部 そうですね。皆様本当によくやっています。頭が下がります。

裁判員裁判の評議の際、量刑について評議の中で多様な意見が出た場合に、どうやって議論を進めていくのか、私だったらどうするのかなど考えたときに、量刑についての理論がどうなっているのか気になります。

伊藤 裁判員裁判の量刑評議については、裁判官が研究員となり、慶應義塾大学大学院の井田良教授が協力研究員とされた、司法研究「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」が発表されています。

岡部 そう、量刑評議の在り方、井田教授が法秩序への侵害に対する国家の行う応報だという提案をしている。そういう量刑の本質とか、量刑の在り方とか、量刑基準とは何かということ、理論的に詰めていかなければいけないのではないかと、それからそのような考え方と量刑基準がどのように結びついているのか、その上で現実の量刑がどのように導き出されるのか、ということが解明されていくべきなのではないかと考えています。

伊藤 裁判員制度が始まって、一般の方が裁判員として刑事裁判に参加されるようになったことによって、これまで、法律家の間で暗黙の了解であったり、共通認識としてあったものを、裁判員に対

して根拠を示して分かりやすい言葉で説明する必要というのが出てきました。量刑の考え方などもまさにそうなのですが、いざ、説明しようとするとなかなか難しいということもあります。今、地裁では、裁判員に法律的な事柄についてどのように分かりやすく説明するか、お互いに経験を持ち寄りながら、裁判官の協議会などで協議研究しておりますが、これまで裁判官だけで裁判をやっていた時代にはなかったチャレンジです。

岡部 それで、私としては、どんな研修をしているのかなど興味があって、資料を見せていただきました。事実認定、審理の在り方、精神障害者の問題、コミュニケーションの問題、更生保護施設とか

<インタビュー>



【伊藤ゆう子（いとうゆうこ）】

熊本地家裁判事・熊本簡裁判事

（平成25年4月から現職）



刑事施設がどうなっているのかなど、とてもいい研修をしていると思いました。私としてはそれにもうひとつ、参審制の沿革や刑事裁判の法制史、刑罰論の変遷といった部分も入れてもらえたらありがたいなと思っています。大学で勉強して、物事を考えたときに、沿革を学ぶと自分の狭い見から自由になって視野が広がったという実感がありました。

<研究者を目指して>

伊藤 今、大学で学ぶというお話が出ましたが、岡部裁判官は、平成22年4月に慶應の法科大学院の教授から最高裁判事に就任されました。研究者としてのバックグラウンドをお持ちなのですが、その前に、そもそも、キャリアのスタートは、裁判官でいらしたのですよね。地裁、家裁の裁判官として17年間勤務されて、お辞めになる直前は東京家裁におられたのですよね。まず、裁判官をされていた頃、女性だから働きにくいということはありませんでしたか。

岡部 いいえ、それはないですね。仕事は平等に回って来るし、とにかく、一生懸命仕事をすればそれなりに評価されて、そのところは割と公平だと思うし、すばらしいと思います。

伊藤 なぜ、裁判官をお辞めになって、研究者を目指されることになったのですか。

岡部 幾つか理由がありますが、1つは、家庭の事情です。それと、当時東京家裁にいたのですが「遺産分割事件の処理を巡る諸問題」という司法研究の研究員にしてもらいました。そのころ、遺産分割事件がたまっていて、長くかかっていた。私は最大の問題は、きちんとした実体法の議論が十分でないということだと思いました。当時は実務のついていけない学説か、古い学説かしかないという状況だったと思います。そうすると、毎日担当する事件を、一体どうやって理屈で考えて結論を出すのか、支えになるような理屈とか学説が十分整っていませんでした。これでいいのだろうか、という思いがすごく強くなりました。それで、司法研究をさせてもらって、いろいろな問題について考えるようになり、研究者になれるのであれば辞めてもいいかなというふうになるようになりました。非常勤を経て、裁判官の先輩の紹介で、研究者になる道を作っていただきました。大学に行ってみると、ずっと学者でやってこられた方の学識はすごく、私など到底及ばないものでありました。ただ、私の問題意識は伝えよ

うと思いました。立派な学者の方に実務の問題点も解決していただけるような形で頑張ろうと思って、例えば、編集者になったときには、優秀な学者の方に論文をお願いするとか、そういう観点から研究会に誘ってみるとか、もちろん私自身もできるだけ論文を書いたつもりだったのですが、果たして成功したかどうか分からないのですが……。

<研究者としての心がけ>

伊藤 実務を経験してから研究者、あるいは教育者となられて、何か心がけておられたことはございますか。

岡部 あります。明治民法下で、家族の問題には法律は入らないのだという考え方でずっと来て、その後に家庭裁判所ができて、しかも職権主義ということになっているから、家庭裁判所に任せておけば大丈夫ということになって、実務的な法律論があまり深まっていなかったと思うのです。それでそのところは打破しなければいけないと思って、講義とか、演習ではことさらに理論的に授業しました。理論的な面白さを伝えようとしたのです。それが、時々伝わって、家族法にも理論があったのですねとか、先生の授業は家族法の要件事実ですねとか、言ってくれる人が何人かいました。

今は、家族法の理論を世の中が必要としています。今、家族法で悩んでいる人がたくさんいます。最高裁も家裁に力を入れているところです。

家族法が、家事事件が、どうして難しくなるかという、実体法に問題があると思っています。一切の事情を考慮してとか、子の利益に従ってとか、そういう抽象的な要件になっているので判断が難しいわけです。私は、家裁を重視するということの中身の1つとして、そういう実体法の問題をきちんと、1つ1つ解明していくと、こういうスタンスで様々な問題を整理して、理論化していくという方向性を打ち出す必要があると思っています。例えば、子の利益といっても、一体何が子の利益か、いろいろな問題がからんではっきり言って分かりにくい。いろいろな審判例を集めて整理するだけでも違うのではないのでしょうか。条文ごとに、ある程度類型化できるわけだから、それによって、こういう場合にはこうしている、こういう場合にはこうしていると例示するだけでも後で裁判する人は参考になります。とにかくそういう形で、実体法上のいろいろな問題点を解明していくことをずっと続けていくと、家裁の判断が明確化していくと



思います。

伊藤 それは、裁判官を含む実務家と研究者が協働して進めていくということでしょうか。

岡部 実現できれば一番いいですね。

<実務家への思い>

伊藤 では、上告審、最高裁判事の立場からご覧になって、下級審の裁判官、あるいは法律実務家に対する、何かご要望やご助言などはございますか。

岡部 何か事案が出てきたときに、教科書5冊、判例5件、論文5本、これくらい読むことが自分の思い込みから抜け出すために、私は必要だと思っています。5冊くらい読むと、大体平均的なところが出てきて、考えるときの遺漏もなくなってくるし、袋小路に入り込むこともなくなると思います。よく若い人に、自分の頭で考えろとか言いますが、私など、自分の頭で考えろと言われても、何を考えていいかわからない、そこでそのようなものを読むと、考えるヒントや同感、反発などがでてきて、やっと自分で考えることができるようになるという感じです。それから例えば、瑕疵担保責任でも動機の錯誤でも典型的な論点の1つでもいいから、深くやってみると、それは全然違ってくると思います。だから、1つでもいいから大論文を読んで深く勉強してねということは、学生や若い実務家の先生にいつも言っています。

伊藤 今のお話は、裁判官にも全て当ては

まりますね。耳が痛いと思いながら聞いておりました……。なるほど、1つの事柄でも深く突き詰めて考えてみることで、どこまで調べれば何が見えてくるのかが分かってくる、考えの深め方が身につくということでしょうか。心がけたいと思います。

話は変わりますが、今、裁判所は、若い裁判官に民間企業や行政庁、弁護士事務所等での勤務、海外留学などの外部経験をさせています。岡部裁判官も、裁判所から大学を経て、また裁判所に戻って来られたことになりましたが、そのようなご経験から、裁判所の外の世界を見るということについてどのようにお考えですか。

岡部 私自身の外部経験とすれば研究者になったことですが、それがどのように現在の役にたっているか、影響を与えているのかを考えてみますと、裁判所というものを外から見たときにどう見えるかという点を意識するようになりました。研究者が、裁判所の判決を気にかけることはもちろん、それに止まらず、世の中に対する大きな影響という観点から言えるのですが、外に出てみると、裁判所にいるだけとは違って、どんなに裁判所が権威をもっているとか、あるいは、批判の対象になるのかとか、いろいろなことが分かります。

今、若い人があちこち行っていらっしゃるのは、すごくいいなと思って、うらやましいと思っています。柔軟性のあるときにいろんなことを吸収して、血と

なり肉となり、教養となって人間的な迫力や説得力が増すのではないのでしょうか。

<後輩へのメッセージ>

伊藤 では最後に、若い裁判官や、これから法律家になろうとする人に伝えたいことはありますか。

岡部 女性裁判官2人が「司法の窓」でこうして対談しているということ自体が、私が任官したときから考えたら、本当に夢のようです。ありがたいことです。

伊藤 本当ですね。実は全く意識しておりませんでしたでしたが、今のお言葉で、すごく、はっといたしました。今は裁判所や法曹界に女性が増えてきておりますけれども、先輩が一生懸命作ってくださった道を後から歩いてきたという感じがいたします。

岡部 そうですね。本当に先輩裁判官が苦労して拓いてくださった道ですね。若い方々に期待しています。

伊藤 今日は我々後輩の者にとっても大変ためになるお話をしていただき、どうもありがとうございました。

(平成27年1月9日)

